

# 令和6年度版

## 自治会清掃ごみの手引き



【収集不可】

各種タイヤ(R4.4~)



※その他収集不可のものは、  
P5「(5)市では収集できないごみ」  
を御参照ください。

【不法投棄に関すること】

◆廃棄物対策課 TEL 252-7152

◆不法投棄ホットライン TEL 0120-538-710(24時間受付)



ごみの不法投棄は法律により処罰されます。



◆クリーン推進課 (旧市内)

TEL 251-1194 / FAX 252 - 1956

◆菊川総合支所市民生活課 環境衛生係 (菊川地区)

TEL 287-4004 / FAX 287 - 4007

◆豊田総合支所市民生活課 環境衛生係 (豊田地区)

TEL 766-2187 / FAX 766 - 0522

◆豊浦総合支所市民生活課 環境衛生係 (豊浦地区)

TEL 772-4017 / FAX 772 - 0711

◆豊北総合支所市民生活課 環境衛生係 (豊北地区)

TEL 782-1925 / FAX 782 - 1549

# 目次

<b>1. 自治会清掃の概要</b> .....	<b>2</b>
(1) 自治会清掃を行うにあたって	
(2) 自治会清掃ごみの収集までの流れ	
<b>2. 清掃前の確認・準備事項</b> .....	<b>3</b>
(1) 自治会清掃日等の検討・決定	
(2) 会員に対する周知	
(3) 「自治会清掃ごみ収集依頼連絡票」の提出	
(4) 収集に要する期間	
(5) 市では収集できないごみ	
(6) 市民活動保険	
<b>3. 清掃時の注意事項</b> .....	<b>7</b>
(1) 自治会清掃ごみの分別方法	
(2) 自治会清掃ごみの分別方法（河川・海岸清掃ごみの場合）	
(3) 自治会清掃ごみの集積方法	
(4) その他の注意事項	
<b>4. 配布物品(無料)</b> .....	<b>11</b>
(1) ボランティア袋	
(2) 土のう袋	
(3) 清掃道具の貸出し	

# 1. 自治会清掃の概要

## (1) 自治会清掃を行うにあたって

この手引きは、自治会清掃ごみとして排出されたごみを市が収集するまでの流れをまとめたものです。ごみを適正に処理するためには、分別等のルールを守って活動していただく必要があります。安全には十分に気を付けていただくとともに、この手引きを確認してルールを守っていただき、作業を行うようお願いいたします。

## (2) 自治会清掃ごみの収集までの流れ

### ① 自治会清掃日等の検討・決定

- ✓ごみの分別方法等のルールを確認してください。  
⇒詳しくは「2. 清掃前の確認・準備事項(P. 3)」へ  
「3. 清掃時の注意事項(P. 7)」へ
- ✓清掃を行う前に、実施日やごみの集積場所などを検討してください。  
⇒詳しくは「2. 清掃前の確認・準備事項(P. 3)」へ



### ② 自治会清掃日の会員への周知

- ✓自治会清掃の実施日やごみの分別方法、集めたごみの集積場所などを会員に周知してください。
- ✓ごみの分別方法については、「自治会清掃ごみの分別方法（回覧用）」を回覧して周知してください。



### ③ ごみ収集を依頼

- ✓「自治会清掃ごみ収集依頼連絡票」を**清掃実施日までに提出**してください。  
【提出先】クリーン推進課（旧市内）、各総合支所（旧4町）  
【提出方法】FAX、郵送、Eメール、窓口を持参



### ④ 自治会清掃当日

- ✓「3. 清掃時の注意事項(P. 7)」に従いごみを分別、集積してください。
- ✓清掃活動場所、使用するごみ袋、ごみの分別方法、集積場所等を再度確認の上、活動を行ってください。

### ⑤ ごみ収集（清掃実施後）

- ✓収集は清掃実施日から5営業日以内（祝日・年末年始を除く）に行います。  
ただし、清掃実施後に「自治会清掃ごみ収集依頼連絡票」を提出された場合は、収集依頼連絡票を確認後5営業日以内（祝日・年末年始を除く）に行います。  
※大幅な数量変更、集積場所変更、延期、中止又は日程変更が生じた場合は、提出先（旧市内はクリーン推進課、旧4町は各総合支所市民生活課）に御連絡ください。

## 2. 清掃前の確認・準備事項

### (1) 自治会清掃日等の検討・決定

以下の事項を、事前に検討してください。

#### ① 清掃活動場所について

自治会清掃ごみとして市が収集するごみは、公共の場所（公共道路、河川、公園、海岸）の清掃ごみです。次に示すような所有者等に処理責任があるごみは収集できませんので、清掃活動場所はよく確認してください。

#### 【自治会清掃ごみとして収集できないごみの例】

- ・ 私有地のごみ
- ・ 町民館などの自治会が管理する施設のごみ
- ・ 集合住宅敷地内のごみ（市営住宅・県営住宅含む）
- ・ 市では収集できないごみ（P.5）

#### ② 集積場所について

自治会清掃で集めたごみは、次に示す場所に集積してください。

- ・ 2 t 車（収集車）の進入が可能で、通行の支障とならない安全な場所
- ・ 収集まで集積したままでも支障のない場所

[補足 1] 収集に要する期間

収集は清掃実施日から 5 営業日以内（祝日・年末年始を除く）、ただし、清掃実施後に「自治会清掃ごみ収集依頼連絡票」を提出された場合は、収集依頼連絡票確認後、5 営業日以内（祝日・年末年始を除く）に行います。

[補足 2] 側溝や水路の汚泥の清掃

臭気がありますので、集積場所の選定には特に注意してください。

[補足 3] 市（公園緑地課）が管理する公園の清掃ごみ

公園内の邪魔にならない場所に集積してください。定期的に公園緑地課が収集を行っていますが、御不明な点がある場合は、公園緑地課管理係（TEL：231-1933）にお問い合わせください。

### (2) 会員に対する周知

自治会清掃活動は、清掃する一人ひとりが正しい分別方法等を理解することで作業の効率化につながります。「自治会清掃ごみの分別方法（回覧用）」を清掃実施日のお知らせと併せて回覧等していただき、分別方法等の周知をお願いします。

※「自治会清掃ごみの分別方法」（P. 7）どおりに排出されていないごみは収集できないことがありますので、御注意ください。

### (3)「自治会清掃ごみ収集依頼連絡票」の提出

自治会清掃ごみを収集依頼される場合は、実施日までに「自治会清掃ごみ収集依頼連絡票」を提出してください。なお、実施後の提出も可能ですが、ごみの収集は収集依頼連絡票を確認後、5営業日以内（祝日・年末年始を除く）となりますので、御了承ください。

【提出先】クリーン推進課（旧市内）、各総合支所（旧4町）

【提出方法】FAX、郵送、Eメール、窓口持参

※持参する場合は、クリーン推進課、各総合支所市民生活課、又はお近くの支所にお越しください。

※管理上、「自治会清掃ごみ収集依頼連絡票」以外の収集依頼はお受けできません。

#### <記入例>

##### ①自治会清掃ごみ収集依頼連絡票

クリーン推進課長 殿 申込日 **令和 6年 5月 13日**

① 依頼団体 〇〇町〇丁目 自治会

② 予定日 **令和 6年 6月 12日**（雨天の場合 **6月 19日**）  
※必ず清掃される前に、ご連絡ください。  
 ※大幅にごみの内容が変更になる場合には、実施後ご連絡ください。

③ 担当者名 下関 太郎

④ 電話 251-0000 FAX 252-0000

⑤ 清掃場所  道路  海岸  河川  公園（チェックを入れてください）

⑥ ごみの内容

草・枝木(袋)	<b>60</b> 袋	燃やせるごみ	<b>40</b> 袋	缶	<b>10</b> 袋
びん <small>※金属のキャップは外してください。</small>	<b>10</b> 袋	燃やせないごみ	<b>3</b> 袋	枝・木 (束ねたもの)	<b>15</b> 束
汚泥(土のう袋)	<b>5</b> 袋	大きな木	本	有害ごみ	袋
		竹(束ねたもの)	束		
※自転車 <b>済</b>	<b>1</b> 台	河川の藻・水草 (土のう袋)	袋	<small>乾いている河川の藻・水草は、草・枝木として袋に入れてください。集積場所の事情等により乾かすことが難しい場合は、土のう袋に入れて乾かしてください。泥は別の土のう袋にそれだけを入れて出してください。</small>	
その他					

※ 自転車の収集は警察の確認が必要となります。警察の確認が終了している場合には、上記の自転車の横の済マークを○で囲ってください。また、排出された自転車には、1台ごとに「清掃ごみ」の貼り紙を貼ってください。

※ ごみの種類により搬入先が異なりますので、分別ごとに集積してください。

集積箇所数	<b>1</b> 箇所	※集積箇所数は必ず記入してください。
地図のコピー又は作図	※作図の場合、公共の建物等の目標物を記入してください。目標物がない場合は下記住所欄に住所を記入してください。	

住所	<b>古屋</b> 町 <b>一</b> 丁目 <b>18</b> 番 <b>1</b> 号付近	
	町 丁目 番 号付近	
	町 丁目 番 号付近	

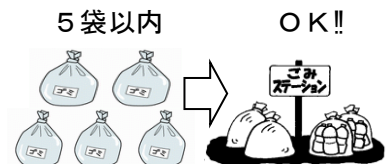
※ 収集につきましては、清掃実施日から5営業日以内（祝日・年末年始を除く）に行います。清掃実施後に自治会清掃ごみ収集依頼連絡票を提出された場合は、自治会清掃ごみ収集依頼連絡票確認後、5営業日以内（祝日・年末年始を除く）に行います。

連絡先 〒751-0847 下関市古屋町一丁目18-1  
 下関市役所環境部クリーン推進課  
 TEL 251-1194 FAX 252-1956  
 eメールアドレス kkclean@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

	受付	配布	入力
	月 日	月 日	月 日
	/	/	/

用紙が足りない場合は、コピーしてお使いいただくか、クリーン推進課・各総合支所で差し上げます。市のホームページからのダウンロードもできます。

[補足] 自治会清掃ごみ収集依頼連絡票の提出が不要なごみ  
 以下のごみは「自治会清掃ごみ収集依頼連絡票」は不要です。  
 下記のルールを守ってごみステーションに排出してください。



①ボランティア袋に入った草・枝木、落ち葉、燃やせるごみ(1か所につき5袋以内に限る)

②ボランティア袋に入った汚れていない「びん・缶」(1か所につき5袋以内に限る)

・分別した種類ごとにそのごみの収集日に排出してください。

**※透明・半透明の袋では、ごみステーションでの回収はできません。**

**※ごみステーションに6袋以上ボランティア袋が排出されている場合は「自治会清掃ごみ収集依頼連絡票」の提出が必要になります。**

#### (4) 収集に要する期間

自治会清掃ごみの収集は事前に「自治会清掃ごみ収集依頼連絡票」を提出された場合は、清掃実施日から5営業日以内(祝日・年末年始を除く)に行います。

清掃実施後に「自治会清掃ごみ収集依頼連絡票」を提出された場合は、内容を確認後、5営業日以内(祝日・年末年始を除く)に行います。

なお、ごみの種類により搬入先が異なりますので(P.9)、同じ集積場所でも、ごみの種類によっては収集日が異なることがあります。

#### 【延期、中止の場合】

雨天等のため、自治会清掃が延期、中止になった場合は、その旨をクリーン推進課(旧4町管内は、各総合支所市民生活課)に御連絡ください。

#### (5) 市では収集できないごみ

市では収集できないごみは、以下のものとなります。

### 市では収集できないごみ

- タイヤ ●フロンガス含有品(除湿器など) ●アスベスト含有物(建材など) ●グラスウール(断熱材など)
- 感染性廃棄物(注射器など) ●ボタン電池・コイン型電池(型式記号BR・CR以外) ●ピアノ(電子ピアノ含む)
- オルガン(電子オルガン含む) ●オートバイ・原動機付自転車・自動車・エアバッグ内蔵部品 ●電動ベッド
- パソコン ●PCB使用部品(照明器具の安定器など) ●コンプレッサー ●FRP船 ●温水器 ●消火器
- ガスボンベ類 ●シニアカー ●火薬類 ●石油類・液状の可燃性の油脂類 ●塗料(ラッカー・シンナーなど)
- 農機具類 ●劇薬・農薬 ●仏壇・神具類 ●トナーカートリッジ ●ソーラーパネル ●ポータブル電源 など

#### (6) 市民活動保険

市では下関市民全員を対象とした市民活動保険に加入しています。本保険は、参加者等がけがをしたり、損害賠償責任を負ったりした場合のための保険です。詳細につきましては、しものせき市民活動センターにお問い合わせください。

【しものせき市民活動センター】TEL: 231-1826

**【年間を通じて定期的に清掃する場合】**

年間を通じて定期的に清掃活動（例：偶数月の第1日曜日に実施、毎月第3日曜日に実施 など）をしている自治会は、「定期清掃収集依頼連絡票」を提出してください。様式が必要な場合は市のホームページから様式をダウンロードして御利用ください。

※**毎年度提出が必要**です。既に御提出いただいている自治会についても、年度更新のため、毎年4月に「定期清掃ごみ収集依頼連絡票」を御提出ください。

※「定期清掃収集依頼連絡票」を提出される場合は、「自治会清掃ごみ収集依頼連絡票」の提出は不要です。

**<記入例>**

**定期清掃収集依頼連絡票**

クリーン推進課長 殿

申込日 **令和 6年 4月 1日**

- ① 依頼団体 〇〇町〇丁目 自治会
- ② 担当者名 下関 太郎
- ③ 電話 251-0000 FAX 252-0000
- ④ 清掃場所  道路  海岸  河川  公園 (チェックを入れてください)
- ⑤ 集積箇所数 1箇所

地図 分かりやすい目標物を描いてください。  
作図が難しい場合には、別紙図面を提出ください。



○年間の定期清掃スケジュール

月	清掃予定日	
	通常時	雨天時
4月	<b>第一日曜日</b>	<b>中止</b>
5月		
6月	<b>第一日曜日</b>	<b>中止</b>
7月		
8月	<b>第一日曜日</b>	<b>中止</b>
9月		

月	清掃予定日	
	通常時	雨天時
10月	<b>第一日曜日</b>	<b>中止</b>
11月		
12月	<b>第一日曜日</b>	<b>中止</b>
1月		
2月	<b>第一日曜日</b>	<b>中止</b>
3月		

(記入例)

月	清掃予定日	
	通常時	雨天時
4月	第一週日曜日	第三週日曜日

月	清掃予定日	
	通常時	雨天時
10月	23日	中止

連絡先  
〒751-0847 下関市古屋町一丁目18番1号  
下関市環境部クリーン推進課  
TEL 251-1194 FAX 252-1956  
eメールアドレス [kkclean@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:kkclean@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

受付		受付		配布	
月	日	月	日	月	日
/		/		/	

用紙が足りない場合は、コピーしてお使いいただくか、クリーン推進課・各総合支所で差し上げます。市のホームページからのダウンロードもできます。



### 3. 清掃時の注意事項

#### (1) 自治会清掃ごみの分別方法

#### 【注意事項】

- ✓自治会清掃ごみは汚れた物が多く、洗浄など特別な作業をしないと資源化できませんので、**通常の分別とは異なります。**
- ✓海水で濡れたままの物は収集できません。
- ✓収集できないごみの例
  - ・テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機及び衣類乾燥機などの特定家庭用機器
  - ・オイル、液体が入ったオイル缶など、液体、**液体が入った物**
  - ・消火器、ガスボンベ、タイヤ

#### 1. 燃やせるごみ

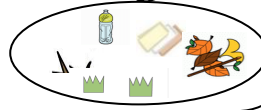
##### 70Lの袋(草・枝木専用)

草・枝木、落ち葉



##### 45L、18Lの袋

草・枝木、落ち葉  
袋に入る燃やせるごみ  
プラスチック製容器包装  
ペットボトル



#### 2. 缶

※びんは入れないでください。



※液体入りは絶対ダメ!!

#### 3. びん

※金属製のキャップは、必ず外してください。  
※金属製のキャップは、「缶」の袋に入れてください。



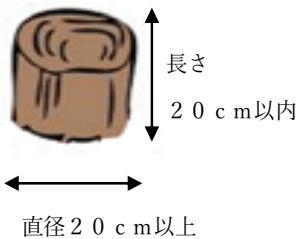
※液体入りは絶対ダメ!!

#### 4. 燃やせないごみ

※袋に入る燃やせないごみ  
※缶、びん、有害ごみは、入れないでください。

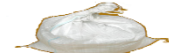


#### 5. 大きな木



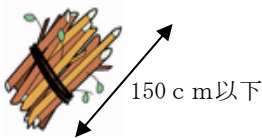
#### 6. 汚泥

(側溝の泥など)  
※土のう袋に入れてください。  
※入れる量の目安は3分の1程度とし口を結んでください。



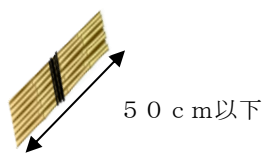
#### 7. 長い枝・木

※150cm以下に切り、枝を切り落とした後、紐で束ねてください。  
※1束10kg程度



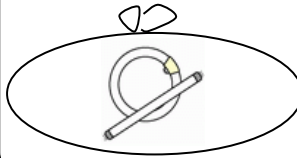
#### 8. 竹・笹

※50cm以下に切り、束ねてください。  
※1束10kg程度



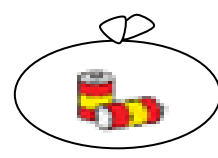
#### 9. 有害ごみ (水銀使用廃製品)

蛍光管、水銀を使った体温計等



#### 10. 有害ごみ (水銀使用廃製品以外)

乾電池、ライター、充電式電池等



#### 11. 粗大ごみ(袋に入らないもの)

※下記の分類ごとに集積してください。

##### 燃やせるごみ



例: 布団

##### プラスチック類



例: ポリ容器(空)

##### 燃やせないごみ (プラスチック類以外)



例: ドラム缶(空)

#### 【収集不可】

※各種タイヤ(R4.4~)



- ・自動車
- ・自動二輪車
- ・原付自転車
- ・自転車
- ・一輪車 等

↓  
本手引きP10(4)

「②収集できないごみについて」を御参照ください。



(2) 自治会清掃ごみの分別方法 (河川・海岸清掃ごみの場合) ※45L以内の袋を使用

【注意事項】

✓自治会清掃ごみは汚れた物が多く、洗浄など特別な作業をしないと資源化できませんので、**通常の分別とは異なります。**

✓海水で濡れたままの物は収集できません。

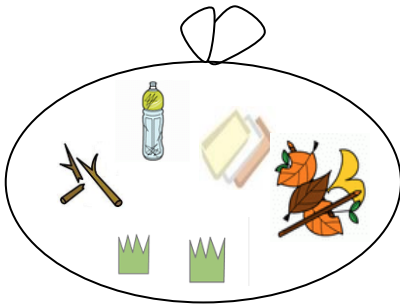
✓収集できないごみの例

- ・テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機及び衣類乾燥機などの特定家庭用機器
- ・オイル、液体が入ったオイル缶など、液体、**液体が入った物**
- ・消火器、ガスボンベ、タイヤ

1. 燃やせるごみ  
(45L、18Lの袋を使用)

草・枝木、発泡スチロール  
プラスチック製容器包装  
ペットボトルなど

※漁網、ロープは、粗大ごみです。  
燃やせるごみの中には入れない  
てください。  
※枝木は、なるべく袋に入れて  
ください。



2. 河川の藻・水草

乾かして、草・枝木と同様に  
「燃やせるごみ」として袋に  
入れてください。  
※集積場所の事情等により、  
乾かすことが難しい場合は、  
土のう袋に入れて乾かして  
ください。

※泥は必ず取り除いて  
ください。



3. 缶  
(45L以内の袋  
を使用)

※びんは入れない  
てください。



※液体入りは絶対ダメ!!

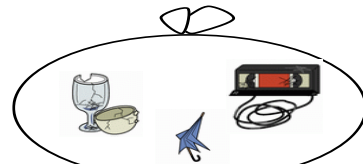
4. びん  
(45L以内の袋を使用)

※金属製のキャップは、必ず  
外してください。  
※金属製のキャップは、「缶」  
の袋に入れてください。



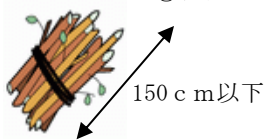
5. 燃やせないごみ(45L以内の袋を使用)

※45L以内の袋に入る燃やせないごみ  
※缶、びん、有害ごみは、入れないでください。



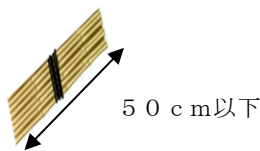
6. 長い枝・木

※150cm以下に切り、  
枝を切り落とした後、  
紐で束ねてください。  
※1束10kg程度



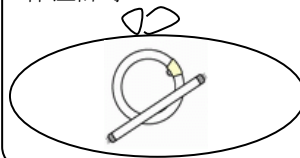
7. 竹・笹

※50cm以下に切り、  
束ねてください。  
※1束10kg程度



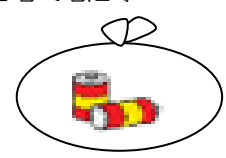
8. 有害ごみ  
(水銀使用廃製品)

蛍光管、水銀を使った  
体温計等



9. 有害ごみ  
(水銀使用廃製品以外)

乾電池、ライター、  
充電式電池等



10. 粗大ごみ ※下記の分類ごとに集積してください。

漁網、ロープ

※事業系ごみは収集不可。  
※袋に入れる場合、漁網、ロープ  
以外は入れないでください。



プラスチック類



例:ポリ容器(空)

燃やせないごみ

(プラスチック類以外)



例:ドラム缶(空)

【収集不可】

※各種タイヤ(R4.4~)



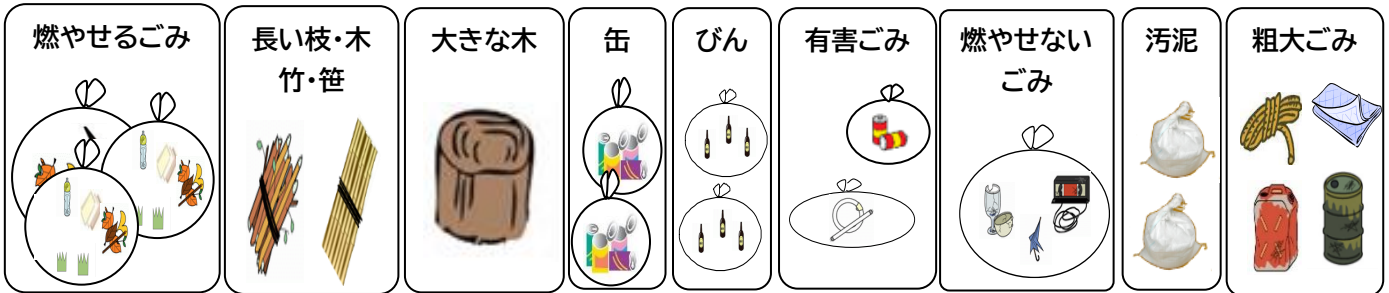
- ・自動車
- ・自動二輪車
- ・原付自転車
- ・自転車
- ・一輪車 等

↓  
本手引きP10(4)  
「②収集できないごみについて」  
を御参照ください。

### (3) 自治会清掃ごみの集積方法

以下に示すように、ごみの分別ごとに集積してください。

#### ＜自治会清掃ごみの集積例＞

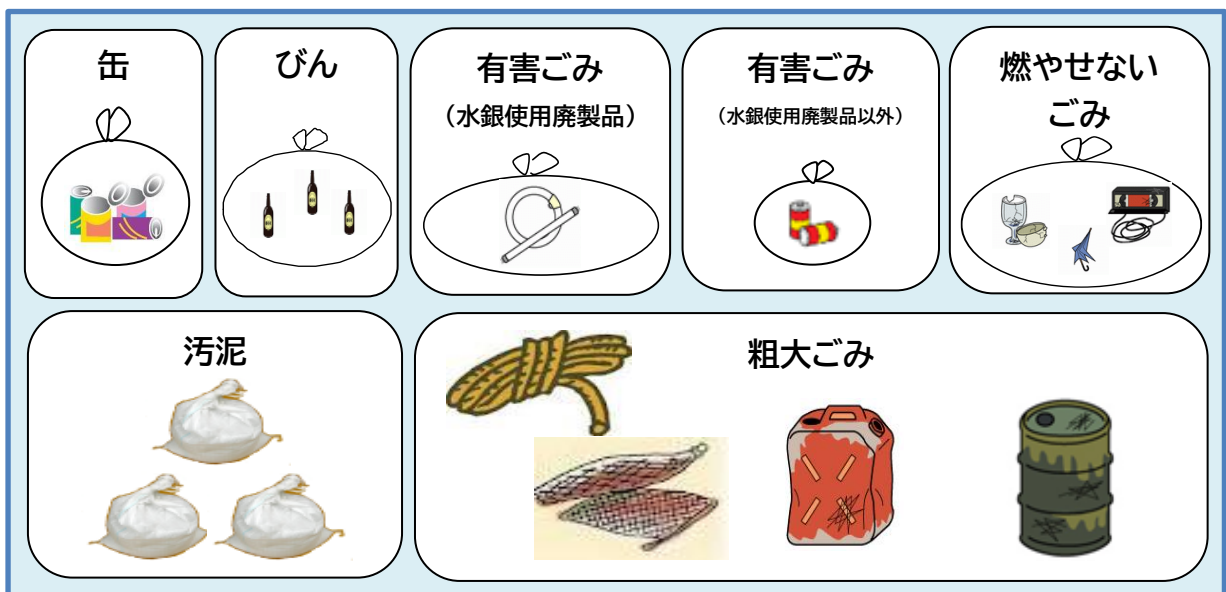


※2 t車（収集車）の進入が可能で、通行の支障とならない安全な場所であること。  
 ※収集まで集積したままでも支障のない場所であること。

#### ＜参考＞ごみの種類に応じたの搬入先の違い（イメージ）



奥山工場



吉母管理場

※奥山工場に搬入するごみと吉母管理場に搬入するごみは、別の収集車で収集します。  
 よって、同じ集積場所でも、ごみの種類によっては収集日が異なることがあります。

#### (4) その他の注意事項

##### ① 放置自転車について（まずは動かさずに連絡を!!）

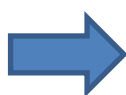
＜放置自転車を自治会清掃で処理する場合の手順＞

- ・盗難届の受理状況を、**最寄りの交番に御確認ください。**
- ・警察にて盗難物でないことが確認できたら、「自治会清掃ごみ収集依頼連絡票」の「⑥ごみの内容」の記載事項である自転車の横の**済マークを○**で囲ってください。

自治会清掃ごみ収集依頼連絡票	
⑥ごみの内容	
※自転車	済 2台

- ・排出された自転車が清掃ごみであることを明確にするため、1台ごとに必ず「**清掃ごみ**」の貼り紙（チラシの裏に手書きした物等）を貼ってください。  
**※張り紙が貼られていない自転車は収集しませんので御注意ください。**

清掃ごみ  
〇〇自治会  
※警察確認済



##### ② 収集できないごみについて（まずは動かさずに連絡を!!）

収集できないごみ（P. 5（5）市では収集できないごみを参照）  
を見つけた場合には、動かさずにそのままにして、

**廃棄物対策課（Tel 2 5 2 - 7 1 5 2）**に御連絡ください。

※不法投棄ごみを移動（清掃）すると、不法投棄ごみとして取り扱えなくなりますので御注意ください。

＜収集できないごみの例＞

- ✓事業者が投棄していると思われるごみ
- ✓テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の家電リサイクル法の対象となる家電
- ✓不法投棄の温床となっている場所の多量のごみや引越し等の家具
- ✓オイル、液体が入ったオイル缶など、液体、液体が入った物
- ✓各種タイヤ（令和4年4月から）

回収できないごみについては、廃棄物対策課が連絡内容に応じて、行為者の特定、土地の管理者へ引き継ぎ等の対応を行います。



##### ③ 清掃ごみの張り紙表示について

「清掃ごみ」の貼り紙（チラシの裏に手書きした物等）を、1集積場所に1枚、袋に貼ってください。

ただし、排出されるごみ袋が多量の場合は、集積場所ごとによく見える位置に数枚貼ってください。



**※必ず団体名を明記してください。**

## 4. 配布物品(無料)

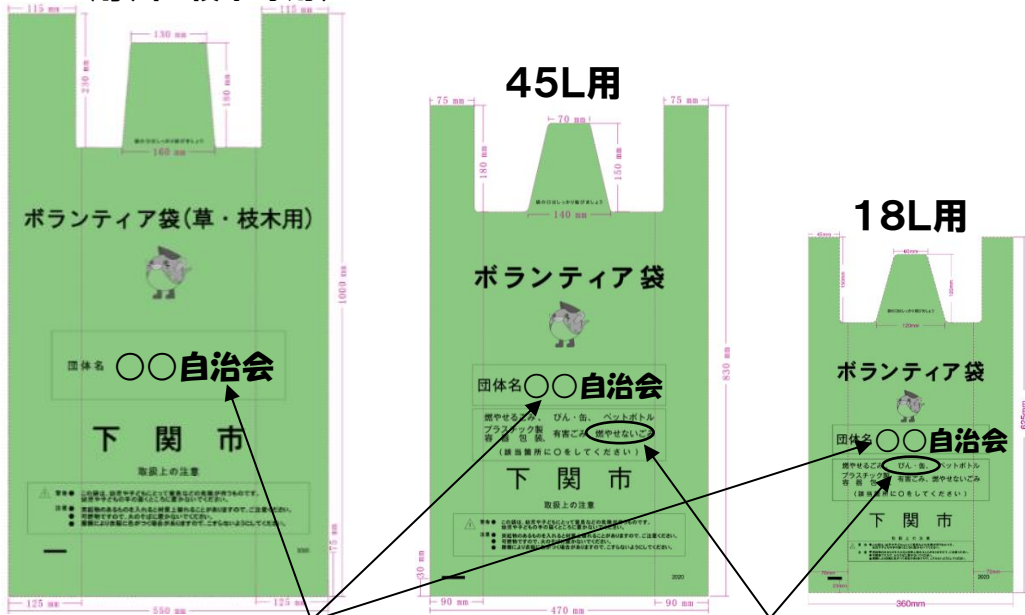
### (1) ボランティア袋(緑色でサイズは3種類)

自治会清掃ごみを排出する場合には、ボランティア袋を御活用ください。

ボランティア袋の入手方法は、自治会長又はクリーンアップ推進員がクリーン推進課にお電話いただければ、必要数(各種1箱100枚入り)を御自宅に配送(3営業日程度)します。

なお、ボランティア袋がお手元にない場合には、45L以内の透明・半透明の袋であれば排出することもできます。

#### 70L用(草・枝木専用)



団体名をマジックで記入

該当するごみを1つ選んで、○で囲む

#### 【ご注意ください!!】

問: 昔、自治会清掃したときのボランティア袋が余っている。

もったいないので、自宅のごみを入れて使っても良いか?

答: ボランティア袋は公共用地のボランティア清掃や違反ごみの分別にしか使用できません。

**※家庭のごみを入れるなどの不正使用は絶対にやめてください。**

なお、余ったボランティア袋がある場合は、後任の自治会長やクリーンアップ推進員に引き継いでください。

### (2) 土のう袋 ※配送不可

土のう袋は、クリーン推進課、各総合支所、各支所に準備していますので、必要な団体は受け取りに来てください。

※土のう袋は汚泥専用です(河川の藻・水草を除く)。汚泥以外の物が混ざっている場合は収集できませんので、御注意ください。



### (3) 清掃道具の貸出し

クリーン推進課で、溝ぶた引き上げ機、ボール、一輪車等を貸し出しています。

※数量に限りがあるため、繁忙期は希望数を貸し出しできない場合があります。